様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2024年　10月 23日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）まいくろりんく  一般事業主の氏名又は名称　株式会社マイクロリンク  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）くの　なおひろ  （法人の場合）代表者の氏名 久野尚博  住所　〒451-0021  愛知県名古屋市西区天塚町４丁目６９番地  法人番号　5180001040816  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書2024 | | 公表日 | 2024年5月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表場所：TOPページ＞会社概要＞統合報告書＞統合報告書2024  URL：https://www.microlink.co.jp/wp-content/uploads/2024/06/MLCIntegratedReport2024.pdf  記載箇所：統合報告書2024リンク「マイクロリンクの価値創造」P.10、「DX推進に関する基本方針」P.16 | | 記載内容抜粋 | マイクロリンクは、さまざまな業種や業界の顧客企業へのシステムやサービスの導入を通して、DXの普及に貢献してきております。これまでに培ってきたネットワークやクラウドの専門知識や技術力を活かしながら、環境や教育などの社会課題に取り組み、社会的価値と経済的価値を創出していくことにより、持続可能な社会の実現を目指します。  また、事業の柱として、顧客のデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を支援いたします。このために、以下の取り組みを進めます。   1. 自社のフロントオフィス・バックオフィス業務システムを、ロケーションにとらわれず遂行できるようにクラウドを中心に再構築し、情報収集から意思決定までの速度を上げます。 2. つぎつぎと生み出されるセキュリティ脅威に対して、最新の技術を採用・検証し、社会のセキュリティ対策資産とする活動を継続します。 3. デジタルトランスフォーメーションを推進し、属人化の排除、効率の向上・新しい価値の推進に尽力します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年5月15日開催の当社取締役会における承認を経て、公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書2024 | | 公表日 | 2024年5月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表場所：TOPページ＞会社概要＞統合報告書＞統合報告書2024  URL：https://www.microlink.co.jp/wp-content/uploads/2024/06/MLCIntegratedReport2024.pdf  記載箇所：統合報告書2024リンク「マイクロリンクのDX戦略推進体制」P.17、「業務遂行ベクトルとしてのアジャイル志向」P.18、「業務の進め方としてのアジャイル」P.19、「マイクロリンクが取り組んでいる分野（1）」P22 | | 記載内容抜粋 | ●4つの行動規範とアジャイル志向を業務遂行の判断基準とします。  ●アジャイル開発に倣った業務の進め方により、ビジネススピードを向上させます。  ●IoTGO・IoTGO DX開発、などのDX推進事業実施に際して、自社及び顧客の情報を収集し、蓄積・分析したデータを製品開発に活用する。  ●生成AIが改善ポイントを提案  弊社製IoTシステム「IoTGO」に生成AIを組み込み、改善のポイント、改善の優先順位などを提案する機能です。当初から企画していた機能ですが、AI技術の発展とともに現実味を増しています。IoTGO以外でも、セキュリティ面を考慮した安心して使える法人向けChatGPTの提供も予定し、大企業だけではなく，中小企業にもマッチしたサービスとして機能や価格を考慮して提供できればと考えています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年5月15日開催の当社取締役会における承認を経て、公表しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 統合報告書2024リンク「業務の進め方の手法としてのアジャイル」P.19、「マイクロリンクのDX戦略推進体制」P.17 | | 記載内容抜粋 | DX推進のために、以下の体制を整備しております。  ●アジャイル開発に倣った業務の進め方は、PDCAサイクルの代わりに短期間に結果の出るOODAサイクルを積み重ねる方法になります。これにより、ビジネススピードを向上させます。 ●デジタル分野の資格の取得と資格手当の整備により、人材の育成を実施します。  ●テレワークを前提とした採用を行い、就業場所に依存しない評価により、高いモチベーションの維持を実現しております。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表場所：TOPページ＞会社概要＞統合報告書＞統合報告書2024  URL：https://www.microlink.co.jp/wp-content/uploads/2024/06/MLCIntegratedReport2024.pdf  記載箇所：統合報告書2024リンク「マイクロリンクのDX戦略推進体制」P.17、「業務遂行ベクトルとしてのアジャイル志向」P.18 | | 記載内容抜粋 | ・CRM、クラウド勤怠、クラウドPBX導入など社内のDX化。  　顧客への活動状況と記録の共有による質のよい顧客対応  ・社内のしくみとして、クラウド勤怠管理等DXを必須とした業務フローを構築し、出社時とテレワーク時の利便性に差をもうけない工夫を盛り込み、DX推進のノウハウとして社内に蓄えるしくみを整備している。  ・DX化を通して企業価値、競争力を高めるもの(こと)を多く作る。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 統合報告書2024 | | 公表日 | 2024年5月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表場所：TOPページ＞会社概要＞統合報告書＞統合報告書2024  URL：https://www.microlink.co.jp/wp-content/uploads/2024/06/MLCIntegratedReport2024.pdf  記載箇所：統合報告書2024リンク「売り上げ目標と売り上げ実績の推移」P.20、「DX分野売り上げ実績の推移」P.21、「業務遂行ベクトルとしてのアジャイル志向」P.18、「DX推進に関する基本方針」P.16 | | 記載内容抜粋 | 【指標】  ・DX推進部門の売上金額  ・既存ビジネスの維持（売上金額、目標）  ・役職者のITパスポート取得必須  ・技術経験者採用2024年度で3名 （補足）「2024年度キックオフ会議」  ・すべての顧客（営業中も含む）の過去情報、物件進捗情報をCRMに統合し、営業のデジタル化を推進  【指標達成のための具体的な手段 】  ・IoTGO・IoTGO DX開発、などのDX推進事業の展開。  ・CRM、クラウド勤怠、クラウドPBX導入など社内のDX化。  ・DX化を通して企業価値、競争力を高めるもの(こと)を多く作る。  ・チャレンジで変化できる会社。  ・自社のフロントオフィス・バックオフィス業務システムを、ロケーションにとらわれず遂行できるように再構築し、情報収集から意思決定までの速度を上げる。  ・資格取得制度を拡充する。(対象資格、学習、教材) |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年5月29日 | | 発信方法 | 公表場所：TOPページ＞会社概要＞統合報告書＞統合報告書2024 URL：https://www.microlink.co.jp/wp-content/uploads/2024/10/MLCIntegratedReport2024.pdf 記載場所：「代表挨拶」P.3 | | 発信内容 | 「DX推進に取り組む目的は、中小企業を中心としたお客様が、世の中の変化にスピーディに対応して組織やビジネスモデルを変革し続けることを実現できる道筋をお客様に提供できる組織になるためです。  　2018年の、中小・零細製造業でも導入可能な低コストのIoTシステムリリースからはじめ、各種DX対応ツールをリリース・紹介して参りました。  　併せて、社内の働き方についても、テレワークの推進、働き方の改善をしやすくするための社内規定の変更と社内ルール造り、お客様へのDX推進サービス提供に有益な資格について、社員の自己研鑽を促進する資格手当制度の改革など、多くの改善を進めてきております。  　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　久野　尚博」 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　5月頃　～　　進行中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」（URL：<https://www.ipa.go.jp/digital/dx-suishin/about.html>） による自己分析を行い、自己診断結果を提出し、ベンチマークレポートを取得することにより、課題の把握を行っている。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2019年　4月頃　～　進行中 | | 実施内容 | ・2019年4月にSECURITY ACTION制度に基づき二つ星の自己宣言を実施しております。 ※情報セキュリティ基本方針 公表場所：TOPページ＞下部サイトマップ＞SECURITY ACTIONを宣言しています URL：https://www.microlink.co.jp/security-action/  ・プライバシーマーク付与企業です。 公表場所：TOPページ＞下部サイトマップ＞個人情報保護方針 URL：[https://www.microlink.co.jp/privacy/](https://www.microlink.co.jp/privacy/】)  ・代表取締役久野尚博は、情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）であります。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。